

広島県教育委員会教育長告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和五年六月一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

名称	Paypay株式会社
所在地	東京都千代田区紀尾井町一番三号
指定をした日	令和五年三月三〇日
委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容	広島県立歴史民俗資料館入館料 広島県立歴史博物館入館料
歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで